

**令和7年度 菊陽町母子健康手帳アプリ導入及び運用・保守業務委託に係る
プロポーザル実施要領(案)**

1 目的

この要領は、菊陽町母子健康手帳アプリ導入及び運用・保守業務委託を公募型プロポーザル方式により、委託業者を選定する手続について、必要な事項を定める。

2 事業概要

(1)事業目的

近年、子ども・子育て支援制度により子ども・子育てを取り巻く環境は大きく変化しており、妊娠・出産・子育てへの切れ目ない支援が求められている。多様化する子育て世代のニーズに対応した子育て支援施策のさらなる充実を図っていく必要がある。

菊陽町の子育て世代のニーズに即した子育て支援施策を提供するため、母子健康手帳の記録の電子化をはじめ、予防接種記録の管理、子育て情報の配信や子どもの成長記録の管理など、継続的にサポートする機能を有する母子健康手帳アプリを導入し、多様化・多言語化するニーズに ICT を活用し、子育て支援施策の充実を図ることを目的とする。

(2)業 務 名 令和7年度 菊陽町母子健康手帳アプリ導入及び運用・保守業務委託

(3)業 務 内 容 別紙仕様書のとおり

(4)履 行 期 間 契約締結日から令和8年3月31日まで

(5)見積限度額 495,000円(税込み)

※令和7年10月運用開始を想定

3 参加資格要件

公募型プロポーザルに参加する者は、次に掲げる要件をすべて満たさなければならない。

(1)地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4(一般競争入札の参加者の資格)の規定に該当する者でないこと。

(2)本町から指名停止の措置を受けている期間中でないこと。

(3)手形交換所における取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があるなど、経営状態が著しく不健全でないこと。

(4)会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続き開始の申立てをしている者でないこと。

(5)民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続き開始の申立てをしている者でないこと。

(6)暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団、同条第6号に規定する暴力団員である役職員を有する団体並びにこれらの利益となる活動を行う者でないこと。

(7)下記の条件を2つ以上満たすこと。

ア プライバシーマークの取得

イ ISMS取得

ウ ISMAP対応

(8)組織における情報セキュリティ管理について万全であること。

(9)熊本県内外の自治体において母子健康手帳アプリ及び乳幼児健康診査・予防接種デジタル化の導入及び運用・保守に係る業務を受託した実績があること。

(10)本町からの問い合わせに迅速に対応できる体制が整っていること。

4 日程

実施要領の公表	令和7年6月 20 日(金)
参加申込受付開始	令和7年6月 23日(月)
質疑締切	令和7年6月 27 日(金)
参加申込締切	令和7年7月 18 日(金)
企画提案書類提出締切	令和7年7月 22 日(火)
プレゼンテーション・ヒアリング	令和7年7月 29 日(火)予定
審査結果通知、受託候補者決定	令和7年8月5日(火)以降

※この日程は、本要領の公表日における予定であり、都合により変更することがあります。

5 事業者の公募

(1)実施要領の公表等

実施要領、提出様式及び仕様書は、本町ホームページに掲載する。

本町ホームページ: <https://www.town.kikuyo.lg.jp/kiji0034922/index.html>

(2)参加申込

公募型プロポーザルに参加を希望する者は、次により提出すること。

ア 提出方法 Logo フォームにより提出

URL: <https://logoform.jp/form/X72Q/1064212>

イ 提出書類 参加表明書(様式第1号)

※社印を押印しスキャンした PDF ファイル

ウ 受付期間 令和7年6月 23 日(月)から令和7年7月 18 日(金)まで

(3)参加申込み後の辞退

参加申込書を提出した後に参加辞退をするときは、企画提案書類の提出期限日の前日までに「辞退届(様式第2号)」を健康・保険課まで電子メールにより提出すること。

なお、辞退したことを理由として、今後の入札等の手続に影響することはない。

電子メール boshihoken@town.kikuyo.lg.jp

6 質疑書の提出

(1)提出方法 本実施要領及び仕様書に質疑がある場合は、質疑書(様式第3号)により作成し、健康・保険課へ電子メールにより提出すること。

電子メール boshihoken@town.kikuyo.lg.jp

(2)受付期限 令和7年6月27日(金) 午後5時まで

(3)回 答 質問に対する回答は、質問者の名称等を匿名として、6月30日(月)までに町ホームページ上で公表する。

7 提案方法

(1)提出書類

ア 企画提案書

パワーポイントで作成した資料30ページ程度。提案内容に次の内容を記載すること。

① 機能要件

仕様書「6 機能要件」について、具体的にかつ簡潔に記載すること。

② 運用保守要件

仕様書「7 運用・保守支援」に記載の内容を中心に、具体的にかつ簡潔に記載すること。

③ 事業実施スケジュール

④ 将来的な対応機能(PMHとの連携を含む)及びサポート体制

⑤ セキュリティ

⑥ その他の提案事項

イ 会社概要書(様式第4号)

ウ 業務実績書(様式第5号)

エ 参加資格要件(7)を証明するもの(様式任意)

オ 見積書(様式任意)

人件費、諸経費の内訳が判別できるように、できるだけ詳細に記載すること。

導入年度(令和7年10月に運用を開始し令和8年3月末までの運用保守費又は使用料を想定)に係る費用及び令和8・9・10年度の運用保守費又は使用料等について記載すること。

(2)提出方法 Logo フォームにより提出

URL: <https://logoform.jp/form/X72Q/1064212>

(3)提出期限 令和7年7月22日(火)午後5時まで 必着

(4)その他

ア 提出物は返却しない。また、情報公開請求の対象としない。

イ 提案の際に使用する資料の作成費、運搬費等の諸費用は、提案者の負担とする。

8 評価方法及び評価基準

選定委員会において、提案者からの企画提案書類及び面接(プレゼンテーション)による審査を行う。

(1)日時及び場所

ア 日 時 令和7年7月29日(火)予定

イ 場 所 菊陽町防災センター2階 応援活動拠点室2

※具体的な時間及び会場は後日通知

ウ 出席者 3名以内。プレゼンテーションは本業務の担当予定者が行うこと。

(2)実施内容

企画提案書に基づきプレゼンテーションを行うこと。

持ち時間は、企画提案の説明を30分以内、審査員からの質疑応答を20分以内、準備撤収を10分以内とし、1社あたり60分以内とする。

また、パソコンを使用する場合は提案者で用意すること。会場には、65型モニターとHDMIケーブルを用意している。

(3)配点及び採点基準

業務実績	10点満点
アプリ機能	25点満点
運用・保守	20点満点
将来的な対応機能(PMH連携を含む)及びサポート体制	25点満点
セキュリティ	10点満点
費用	10点満点

採点基準は別表1のとおり。

(4)審査手順

審査にあたっては、評価基準に基づき採点し、最高得点の提案者を受託候補者に選定する。最高得点の点数の同じものが2者以上あるときは、審査員とは別の職員が抽選し、決定する。

なお、この選定により委託契約の受託者や契約金額が確定するものではない。

9 失格事項

次の各号のいずれかに該当する場合は、失格とし、その提案は無効とする。

(1)参加申し込み後、契約日までの間に参加資格を満たさなくなった場合

(2)提出書類に虚偽の記載があった場合

(3)本要領で示された提出書類が、その提出期限、提出方法ならびに作成に係る留意事項の条件に適合しない場合

(4)選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合

10 審査結果の通知及び公表

(1)通知及び公表の方法

選定委員会の審査結果は、全提案者に通知する。併せて本町ホームページへの掲載により公表する。

(2)公表の日時

令和7年8月5日(火)以降

11 契約に関する基本事項

(1)契約締結

プロポーザルにより決定した受託候補者を相手方として、契約締結に向けた協議を行い、協議が整った後、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により随意契約を行う。

なお、本町と受託候補者の協議が不調に終わり、契約締結に至らない事態となった場合には選定において得点の高かった事業者から順に委託契約に向けた協議を行うこととする。

(2)支払条件

業務完了時の一括払いとする。

12 その他の留意事項

(1)決定した受託候補者と協議を行い、必要により仕様書の修正・追加を行う場合がある。

(2)本要領に示した書類のほか、菊陽町長が必要と認める書類の提出を求めることがある。

(3)選定結果について、異議申立は受け付けない。

(4)企画提案書等の著作権は提案者に帰属する。ただし、議会報告や広報など、町がアプリを導入することについて発表する場合に、受託者が示した企画提案書の一部を、その機能を説明する限りにおいて、引用する場合がある。

13 提出先及び問い合わせ先

〒869-1192

熊本県菊池郡菊陽町久保田2800番地

菊陽町役場 健康・保険課 母子保健係

電子メール:boshihoken@town.kikuyo.lg.jp

TEL:096-232-4912

FAX:096-232-2544